

令和5年度

奈良市財政健全化及び
公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 61 号
令 和 6 年 8 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	寺 川 拓
同	道 端 孝 治
同	中 西 吉日出

令和5年度決算に基づく財政健全化及び公営企業経営健全化
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度

奈良市財政健全化及び 公営企業経営健全化審査意見書

目 次

第 1	審 査 対 象	1
第 2	審 査 期 間	2
第 3	審 査 方 法	2
第 4	審 査 結 果	2
1	健 全 化 判 断 比 率	2
2	資 金 不 足 比 率	7
3	む す び	8

(注)1 文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

2 皆無又は該当数値なしの場合は「-」で表示している。

3 各表中に用いる年度の元号については、表示を省略している。

第 1 審査対象

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

		一 般 会 計					
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計		↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計				
一部事務組合・広域連合		山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等		一般財団法人奈良市総合財団 公益財団法人奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社					

(注) 資金不足比率は会計ごとに算定

第2 審査期間

令和6年7月30日から同年8月23日まで

第3 審査方法

健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているか、決算書類等関係帳票の照合等を行うとともに、関係者から説明を求め、審査を実施した。

第4 審査結果

審査に付された、次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	5年度	4年度	比較増減	早期健全化基準
(1)実質赤字比率	— (4.57)	— (4.80)	— (△ 0.23)	11.25
(2)連結実質赤字比率	— (17.58)	— (18.05)	— (△ 0.47)	16.25
(3)実質公債費比率 (3か年平均)	9.8	9.5	0.3	25.0
(4)将来負担比率	81.7	90.0	△ 8.3	350.0

- (注)1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と記載しているのは、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
2 括弧内の数値は、実質黒字額及び連結実質黒字額を基に算定した黒字比率である。

各比率については、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の税金を主な収入源としている会計の実質収支額（赤字額）の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示している。

本年度の一般会計等における実質収支額は、37億6,095万7千円の黒字で前年度に比べ1億3,567万9千円減少した。

一般会計等における実質収支額が黒字となったため、実質赤字比率は算定されない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

$$\begin{array}{l} \text{(参考)} \\ \text{実質黒字比率} \\ 4.57\% \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{一般会計等の実質黒字額} \\ 3,760,957 \end{array}}{\begin{array}{l} 82,177,434 \\ \text{標準財政規模} \end{array}} \times 100$$

実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	5年度	4年度	比較増減
一 般 会 計	3,747,953	3,886,832	△ 138,879
住宅新築資金等貸付金特別会計	13,004	9,804	3,200
土地区画整理事業特別会計	—	—	—
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	—	—	—
合 計	3,760,957	3,896,636	△ 135,679

(注) 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算において実質黒字が計上されているが、黒字額は翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字として扱われない。

標準財政規模 (単位：千円)

標準財政規模	5年度	4年度	比較増減
	82,177,434	81,083,056	1,094,378

(注) 標準財政規模とは、歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額（地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額）を加算した額である。

本年度の標準財政規模は821億7,743万4千円で、前年度に比べ10億9,437万8千円増加した。これは主に、普通交付税交付額が増加したことによるものである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、各会計の実質収支額を合算した全体の赤字額の標準財政規模に対する比率であり、市全体としての運営の深刻度を示している。

本年度の全会計における実質収支の合計額は、144億5,337万7千円の黒字となり、前年度に比べ1億8,671万4千円減少した。

上記合計額が黒字となったため、連結実質赤字比率は算定されない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{(参考)} \\ \text{連結実質黒字比率} \\ 17.58\% \end{aligned} = \frac{\begin{aligned} \text{連結実質黒字額} \\ 14,453,377 \end{aligned}}{\begin{aligned} 82,177,434 \\ \text{標準財政規模} \end{aligned}} \times 100$$

連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳 (単位：千円)

区 分	5年度	4年度	比較増減
一般会計等	3,760,957	3,896,636	△ 135,679
国民健康保険特別会計	80,013	55,179	24,834
介護保険特別会計	320,552	884,222	△ 563,670
後期高齢者医療特別会計	25,788	20,875	4,913
水道事業会計	8,368,366	7,822,015	546,351
下水道事業会計	1,861,262	1,925,123	△ 63,861
病院事業会計	36,439	36,041	398
合 計	14,453,377	14,640,091	△ 186,714

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が1年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り出した額の合計額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）である。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示している。

本年度の実質公債費比率（3か年平均）は9.8%となり、前年度に比べ0.3ポイント高くなった。

なお、早期健全化基準25.0%を下回っている。

単年度指数は10.2%となり、前年度に比べ0.7ポイント高くなった。これは主に、地方債の元利償還金が前年度に比べ5億4,452万4千円増加したことによるものである。

（単位：千円）

		地方債の元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
実質公債費比率	=	(18,471,178	+ 1,096,024)	- (2,916,028	+ 9,203,332)	× 100
10.2%						
(3か年平均	9.8%)	82,177,434	-	9,203,332		
		標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		
参考（単年度指数）						
令和4年度	9.5%					
令和3年度	9.8%					

(注) 1 準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

2 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、借金額（一般会計等が将来負担することが見込まれる額）の標準財政規模に対する比率であり、市が背負っている借金の重さを示している。

本年度の将来負担比率は81.7%となり、前年度に比べ8.3ポイント改善した。これは主に、一般会計等の地方債現在高が、前年度に比べ58億5,060万9千円減少したことなどにより将来負担額が70億2,749万1千円減少したことによるものである。

なお、早期健全化基準350.0%を下回っている。

(単位：千円)

$$\begin{array}{r}
 \text{将来負担比率} \\
 81.7\%
 \end{array}
 =
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{将来負担額} \\
 215,509,789
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{充当可能基金} \\
 (12,995,164)
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{特定財源見込額} \\
 27,946,654
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \\
 114,922,719
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 82,177,434 \\
 \text{標準財政規模}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 9,203,332 \\
 \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}
 \end{array}
 }
 \times 100$$

(注) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

将来負担額の内訳

(単位：千円)

区 分	5年度	4年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	183,736,839	189,587,448	△ 5,850,609
債務負担行為に基づく支出予定額 (建物の建設費等への支払に該当するもののみ)	1,731	5,089	△ 3,358
公営企業会計等有する地方債の償還に充てるため 一般会計が負担する見込額	14,929,683	16,738,145	△ 1,808,462
職員に対する退職手当支給予定額 のうち一般会計の負担見込額	16,841,536	16,206,598	634,938
合 計	215,509,789	222,537,280	△ 7,027,491

充当可能財源等の内訳

(単位：千円)

区 分	5 年度	4 年度	比較増減
充 当 可 能 基 金	12,995,164	10,396,082	2,599,082
特 定 財 源 見 込 額	27,946,654	28,183,454	△ 236,800
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	114,922,719	119,199,274	△ 4,276,555
合 計	155,864,537	157,778,810	△ 1,914,273

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 区 分	5 年度	4 年度	経営健全化基準
法 適 用	(1)水道事業会計	—	20.0
	(2)下水道事業会計	—	
	(3)病院事業会計	—	

(注) 資金不足比率を「—」と記載しているのは、資金不足額がないことを示す。

資金不足比率は、公営企業ごとに算定した資金不足額の、事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示している。

本年度の水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計において資金不足額がないことから、いずれも資金不足比率は算定されない。

(1) 水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{array}{l}
 \text{流動負債} \quad \text{控除企業債等} \quad \text{控除未払金等} \\
 (2,509,680 - 1,047,267 - 0) \\
 \text{資金不足比率} = \frac{\text{流動資産} \quad \text{控除財源} \quad \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} \quad \text{受託工事収益の額}} \times 100 \\
 \text{(算定されず)} = \frac{(9,837,488 - 6,709) - 0}{7,356,418 - 0} \times 100
 \end{array}$$

(2) 下水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{array}{r} \text{流動負債} \quad \text{控除企業債等} \quad \text{控除未払金等} \\ (3,564,307 - 3,163,582 - 0) \\ \text{流動資産} \quad \text{控除財源} \quad \text{解消可能資金不足額} \\ - (2,280,937 - 18,950) - 0 \\ \text{資金不足比率} \\ (\text{算定されず}) = \frac{\quad}{5,364,352 - 0} \times 100 \\ \text{営業収益の額} \quad \text{受託工事収益の額} \end{array}$$

(3) 病院事業会計

(単位：千円)

$$\begin{array}{r} \text{流動負債} \quad \text{控除企業債等} \quad \text{控除未払金等} \\ (260,716 - 178,718 - 0) \\ \text{流動資産} \quad \text{控除財源} \quad \text{解消可能資金不足額} \\ - (118,437 - 0) - 0 \\ \text{資金不足比率} \\ (\text{算定されず}) = \frac{\quad}{12,560,171 - 0} \times 100 \\ \text{営業収益の額} \quad \text{受託工事収益の額} \end{array}$$

(注) 1 資金不足額 = (流動負債 - 控除企業債等 - 控除未払金等) - (流動資産 - 控除財源) - 解消可能資金不足額

2 事業規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

3 むすび

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率(3か年平均)及び将来負担比率並びに資金不足比率の各比率は、いずれも国の示す基準の範囲内であった。

将来負担比率については、将来負担額である地方債現在高が前年度に比べ約59億円減少し、将来負担比率が81.7%と改善した。一方で、今後、新クリーンセンター建設等の大規模な事業も予定されていることから、市債発行額の増加が見込まれるところである。

そのため、元利償還に対し地方交付税が措置される市債の有効活用を図るなど、将来を十分に見据えた健全な財政運営に努められることを要望する。

